



市の責務



【第3条】

基本理念にのっとり、手話・ろう者に対する理解の促進、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備の推進を図ります。

施策の推進

【第6条】

市は、障害者計画において、手話・ろう者に対する理解の促進、手話の普及、手話を使いやすい環境の整備の推進に関する施策を策定します。また、施策の策定・推進に当たっては、ろう者などの関係者の意見を聴く場の確保に努めます。

財政上の措置

【第7条】

市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

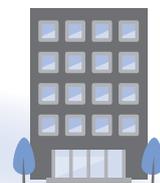
条例の基本理念

【前文・第1条・第2条】

手話・ろう者に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、市民が手話により意思疎通を行う権利を尊重することを基本とします。



手話マーク



市民の役割

【第4条】

市民の皆さんは、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めましょう。

事業者の役割

【第5条】

事業者の皆さんは、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策への協力、ろう者が利用しやすいサービスの提供と働きやすい環境の整備に努めましょう。

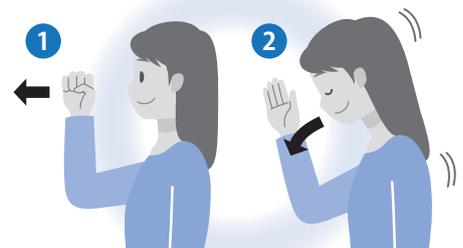
第1回 ミニ手話コーナー



ありがとう



おめでとう



よろしくお願いします